

○届出対象病原体等の運搬に関する届出等の取扱要領

平成19年 5 月 31日

生 環 一 第 1104号

警 察 本 部 長

届出対象病原体等の運搬に関する届出等の取扱要領の制定について（通達）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の一部が改正され、並びに届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）が制定されたことに伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成19年6月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 届出対象病原体等の運搬に関する届出等の取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「施行令」という。）及び届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、届出対象病原体等の運搬に関する届出の受理、運搬証明書の交付、指示、報告等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 運搬届出書等の受理等

#### 1 受理及び都道府県公安委員会への送付

生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、法第56条の27第1項に規定する特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者（以下「病原体所持者等」という。）から規則別記様式第1の届出対象病原体等運搬届出書、規則別記様式第3の届出対象病原体等運搬証明書書換え申請書又は規則別記様式第4の届出対象病原体等運搬証明書再交付申請書（以下「運搬届出書等」という。）の提出を受けた場合は、記載内容を確認し、必要により訂正させた上、受理するものとし、運搬経路となる区域を管轄する他の都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に係る運搬届出書等については、当該公安委員会あて速やかに送付するものとする。

#### 2 病原体所持者等との協議

保安課長は、運搬届出書等を受理した場合は、運搬中における届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生（以下「盗取等」という。）を防止するため、関係公安委員会との緊密な連絡の上、必要により当該病原体所持者等と協議を行うものとする。

#### 3 照会及び通知

保安課長は、病原体所持者等に対する指示事項を把握するため、地域部地域総務課長、交通部交通規制課長及び警備部警備課長（以下「関係課長」という。）に対し、

意見照会書（別記様式第1号）により必要な事項を照会するとともに、当該届出対象病原体等の運搬経路となる区域を管轄する警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「関係署長等」という。）に対し、当該届出書の写しを送付するものとする。

#### 4 回答

関係課長は、意見照会書を受理した場合は、所掌する事項について調査し、検討の上、意見照会回答書（別記様式第2号）により、速やかに回答するものとする。

一部改正〔平成27年第774号、30年第792号〕

### 第3 運搬証明書の交付等

#### 1 運搬証明書の交付

保安課長は、前記第2の4の規定により関係課長から回答を受けた場合は、これを集約して総合的に検討し、運搬において届出対象病原体等の盗取等を防止するために必要であると認めるときは、法第56条の27第2項の規定により、規則別記様式第2の届出対象病原体等運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）に、指示事項を記載して、病原体所持者等に交付する（届出対象病原体等の発送地を管轄する公安委員会が他の公安委員会である場合は当該公安委員会に送付する。）ものとする。

なお、関係公安委員会から運搬証明書が送付された場合は、併せて交付するものとする。

#### 2 運搬証明書交付時の指導

保安課長は、運搬証明書を交付する際、病原体所持者等に対し指示事項その他の留意事項について十分に説明するとともに、運搬証明書の内容を運搬従事者に周知徹底させるよう指導するものとする。

一部改正〔平成27年第774号〕

### 第4 指示

#### 1 届出対象病原体等の運搬に関する指示

保安課長は、病原体所持者等及び運搬従事者に対し、次の事項を指示するものとする。

- (1) 日時及び経路は、道路状況、地域事情等から届出対象病原体等の安全運搬上支障がある場合は、変更すること。
- (2) 運搬手段は、届出対象病原体等の盗取等のおそれのある徒歩等は避け、原則とし

て車両によるものとする。

- (3) 届出対象病原体等の一時保管は、認めないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、病原体所持者等の事業所等であって、届出対象病原体等の盗取等の防止措置が十分に行いうる場所に保管すること。
- (4) 運搬する届出対象病原体等の数量が多い場合又は治安情勢により特に必要があると認められる場合は、伴走車両を配置すること。
- (5) 駐車、積卸し又は一時保管をする場合は、周囲の状況を考慮した人数、方法等による見張り人を配置すること。
- (6) 運搬の安全確保を図るため、届出対象病原体等の取扱いについて知識及び経験を有する者並びに警備員を同行すること。
- (7) 盗取等があった場合、不審車両による追尾等の特異事案が発生した場合、運搬中に運搬証明書の記載事項に変更が生じた場合その他急を要する場合は、直ちに事案発生地を管轄する警察署又は生活安全部保安課に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 運搬する届出対象病原体等の数量が多い、運搬が長距離又は長時間にわたる等必要があると認められる場合は、携帯電話機の携行等現場における連絡手段を確保すること。

## 2 指示の際の留意事項

- (1) 指示は、指示事項の履行に必要な期間を考慮して行うものとする。
- (2) 運搬開始前に指示の変更又は追加を行う必要が生じたときは、すでに交付した運搬証明書を返納させること。

一部改正〔平成27年第774号〕

## 第5 運搬に関する検査及び経路変更の措置等

警察官は、届出対象病原体等の盗取等を防止するため、特に必要があると認めるときは、法又は規則の定めるところにより、届出対象病原体等を運搬している自動車又は軽車両を停止させて検査し、又は経路変更その他適当な措置を命じることができる。

## 第6 関係公安委員会との連絡

保安課長は、広域運搬に係る指示を行うに当たっては、関係公安委員会と十分な連絡調整を行い、当該運搬に係る指示事項の整合性が保たれるように努めること。

一部改正〔平成27年第774号〕

## 第7 報告徴収

保安課長又は警察署長は、指示制度の運用に必要な限度において、病原体所持者等に対し、過去の運搬実施状況、将来の運搬計画、運搬従事者に対する安全教育、事故の発生状況等について遅滞なく書面で報告させるものとする。ただし、書面報告が困難である場合は、口頭により概略を報告させたうえ、後日書面報告させるものとする。

一部改正〔平成27年第774号〕

## 第8 立入検査

### 1 簿冊類の検査及び安全対策の実施状況の把握

保安課長又は警察署長は、所属の警察職員に病原体所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類等について検査させるほか、運搬に係る安全対策の実施状況等について関係者に質問させるものとする。

### 2 犯罪捜査目的の立入禁止

法第56条の31に基づく立入検査は、犯罪捜査のために認められたものではなく、指示制度の運用に必要な範囲で行い、濫用にわたることのないよう配慮すること。

### 3 身分を証明するものの提示

立入検査を行う警察職員は、警察手帳又は身分証明書を携帯し、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成27年第774号〕

## 第9 事故届

### 1 事故届の受理

保安課長は、届出対象病原体等の盗取等があったときは、病原体所持者等に対し、遅滞なく事故に係る届出対象病原体等の名称及び数量、事故の日時、場所、態様等の事項について書面で報告させるものとする。ただし、書面報告が困難である場合は、口頭により概略を報告させた上、後日書面報告させるものとする。

### 2 事故の通報等

保安課長は、事故届を受理した場合は、その内容を関係課長及び関係署長等に連絡するとともに、関係公安委員会、警察庁及び関東管区警察局あて通報するものとする。

一部改正〔平成27年第774号〕

## 第10 警察官の現場措置

警察官は、届出対象病原体等の盗取等があった場合は、事故の状況把握に努め、運搬従事者と協力して、感染者の救護、交通規制等の必要な措置を講じるとともに、把握した状況及び講じた措置を速やかに、発生地を管轄する警察署長又は保安課長に報告するものとする。

一部改正〔平成27年第774号〕

## 第11 運搬の警備

保安課長は盗取等防止のため特に必要があると認める場合は、警備部等関係部門と十分に連絡をとり、同行警戒を行うなど所要の措置をとること。

一部改正〔平成27年第774号〕

実施日

この通達は、平成19年6月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

別記様式第1号（第2関係）

保安第 号

年 月 日

殿

生活安全部保安課長

意 見 照 会 書

届出対象病原体等の運搬に関する運搬届出書・運搬証明書書換え申請書・運搬証明書再交付申請書（別紙写し）を受理したので、届出人に対する指示事項等について検討の上、速やかに回答願います。

第 号  
年 月 日

生活安全部保安課長 殿

長

意見照会回答書

年 月 日付け保安第 号により照会のあつた届出人に対する指示事項等についての検討結果は、次のとおりであるから回答する。

意見の有無	有 無
意見及びその理由	
その他	